

第3 各論

1 企業組合から労働者協同組合に組織変更した場合

(1) 概要

この法律の施行の際現に存する企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に掲げる企業組合をいう。以下同じ。）又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）は、施行日から起算して3年以内に、その組織を変更し、組合になることができる（法附則第4条）。これは、法施行前から、企業組合又はNPO法人の形態をとって組合に準じた活動をしているものがあり、仮に、企業組合又はNPO法人からの組織変更の規定を整備しないとすれば、解散及び清算した上で組合を新設する必要があり、従前に締結されていた契約の扱いや保有する財産の処分など、事業の継続に重大な影響が及ぶことが想定されたため、労働者協同組合に円滑に組織変更を行うための制度を設けている。法定の手続きを経ることで、組織変更計画で定めた効力発生日に組合となる。ただし、債権者異議手続が終了していない場合や組織変更を中止した場合には、組織変更の効力は発生しないことに留意すること（法附則第11条第3項、附則第19条）。

法人格の変更の方法の一つである組織変更とは、「会社、組合その他の法人が、解散及び新規設立を行わずに、法人としての人格の同一性を維持しながら、定款変更等によってその組織を変更し、従来とは性格及び法律上の根拠を異にする別種の法人となることをいう」と考えられている（学陽書房「法令用語辞典 第10次改訂版」）。

(2) 資本剰余金の具体的な内容等

企業組合から労働者協同組合に組織変更（法附則第4条）した場合について、法附則第9条の規定に基づき、企業組合の組織変更の際して準備金として計上すべき額等に関する規定が設けられている。

【参考】労働者協同組合法（令和2年法律第78号）附則

（準備金として計上すべき額等）

第九条 企業組合の組織変更の際して準備金として計上すべき額その他企業組合の組織変更の際しての計算に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

資本剰余金（大分類：純資産の区分）について

労働者協同組合には、制度上、資本準備金（中分類）（①加入金（小分類）、②増口金（小分類））はない。①加入金、②増口金（ぞうくちきん）とは、出資一口当たりの持分調整金のこと。出資一口当たりの持分額（組合の正味財産の価額を出資総口数で除した額）は、変化するため、企業組合等のように払い戻し請求可能額に上限がない組織では原始加入者以外の者が新たに加入する場合や増口をする場合には、持分を調整する必要があり、加入金や増口金を徴収することがある。加入金及び増口金は、組合員が加入後、短期間に脱退をした場合に、出資金以上の払い戻しを受けることを防止するためにあるが、企業組合と異なり、労

働者協同組合は、法第 16 条第 1 項において、払い戻し請求可能額を、払込済出資額を限度としているため、労協法制上①加入金、②増口金はない。

組織変更する企業組合に、①加入金、②増口金がある場合、組織変更時に清算するか労働者協同組合に引き継ぐかは、当該企業組合の判断とする。引き継ぐ場合は新設の小分類「移行時剰余金」（企業組合から労協組合へ組織変更した場合の企業組合時代の資本準備金の残り）に計上することが考えられる。

資本剰余金（中分類）、出資金減少差益（小分類。出資金の減少によって生じた差益を処理する。）は、労働者協同組合についても該当がある。組織変更時に清算するか労働者協同組合に引き継ぐかは、当該企業組合の判断となる。

大分類：純資産（労働者協同組法制上、加入金及び増口金はない。）

区分	中分類	小分類	留意事項等
資本剰余金	資本準備金	加入金	出資一口当たりの持分調整金
		増口金	出資一口当たりの持分調整金
	資本剰余金	出資金減少差益	出資金の減少によって生じた差益を処理する。
		移行時剰余金（新設）	企業組合から労協組合へ組織変更した場合の企業組合時代の資本準備金の残り

（3）企業組合からの組織変更の流れ

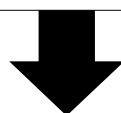
組織変更の流れ図中⑥のとおり、組合の行政庁のみならず、企業組合の行政庁にも組織変更した旨の届出が必要である（別添 組織変更に係る様式例参照）。

<根拠法・条文等>

① 組織変更計画の作成・組織変更の議決総会の招集

- ・「組織変更が効力を生ずる日（効力発生日）」等を定めた組織変更計画を作成する。
- ・総会の 2 週間前までに、「会議の目的である事項」「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を総会の招集案内と併せて通知する。

（法附則第 5 条、中協法第 49 条第 1 項）

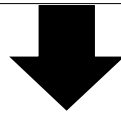


（次ページへ続く）

② 組織変更の議決総会の開催

- ・ 組織変更計画について、総会の議決により承認する。
- ・ 議決は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による**特別議決**を必要とする。

(法附則第5条、中協法第53条)



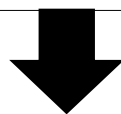
③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議手続、反対組合員の持分払戻請求権

- ・ 総会の議決から2週間以内に組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告。
- ・ 組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）債権者が異議を述べられることも併せて官報公告し、かつ、知っている債権者に対し各別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告は不要）。

※官報公告については、公告を申し込んでから掲載まで1～2週間程度を要する。

- ・ 債権者が異議を述べたときは、弁済等を行う。
- ・ 組織変更の議決総会に先立って書面で組織変更反対の意思を通知した企業組合の組合員は、組織変更の議決の日から20日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該企業組合を脱退するとともに、定款の定めにかかわらず、持分の全部の払戻しを請求することができる。

(法附則第6条、附則第7条、中協法第33条第4項)



組織変更をする企業組合は、効力発生日に組合となるが、③の債権者異議手続が終了していない場合には組織変更の効果は生じない。

(法附則第11条第1項・第3項)

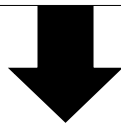


(次ページへ続く)

- ④ 組織変更に対抗して効力発生日に企業組合を脱退することとなった企業組合の組合員を除き、組合員に対して、組織変更計画の定めるところにより、「組織変更後組合」の出資の割当てを行う。

※出資の割当ては、組織変更をする企業組合の組合員の出資口数に応じて行わなければならない。

(法附則第8条)



⑤ 組織変更登記（解散登記＋設立登記）

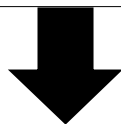
- ・効力発生日から2週間以内に、法務局へ組織変更の登記（企業組合の解散登記、組織変更後組合の設立登記）申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。

※効力発生日以降に理事会を開催して代表理事を選定。その他、組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を記載しておき、当該組織変更計画書を承認する方法等もある。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

※登記事務の取扱いについて、法務省から法務局等へ示された通知文についても参照されたい。（令和4年9月21日法務省民商第439号「労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」 <https://www.moj.go.jp/content/001381759.pdf>）

(法第27条、附則第12条、附則第15条第1項、労働者協同組合法施行令第3条第1項)



⑥ 組織変更の届出

- ・企業組合の行政庁（財務大臣の所管に属する事業を行わないものにあつては、管轄都道府県知事。財務大臣の所管する事業を行うものについては中協法第111条第1項参照）に対し、遅滞なく、組織変更の届出。
- ・労働者協同組合の行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対しては、効力発生日から2週間以内に、組織変更の届出。

(法第27条、第132条、附則第12条、中協法第111条第1項)

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（法附則第5条第4項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名（組織変更後組合が組合員監査会設置組合である場合にあっては、その旨）
- ⑤ 組織変更する企業組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後組合の出資口数又は、その口数の算定方法
- ⑥ 組織変更する企業組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項
- ⑦ 効力発生日